



情報(第 36 号)



平成 30 年 11 月 9 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
<https://ginza-syaroushi.com/>

柚木 (岩国市錦町) : 酸っぱいし猿も食べません。柚木風呂で疲れを癒しましょう

老齡年金受給繰下げ



1 最初に

順番は、今号が銀改であるところ、厚生労働省が今月 2 日、60 歳以降も働き続けた場合に受給できる老齡年金額につき、複数のケースを用いて提示したことが注目されています。そこで、今号は銀年に振替し、この解説を行います。

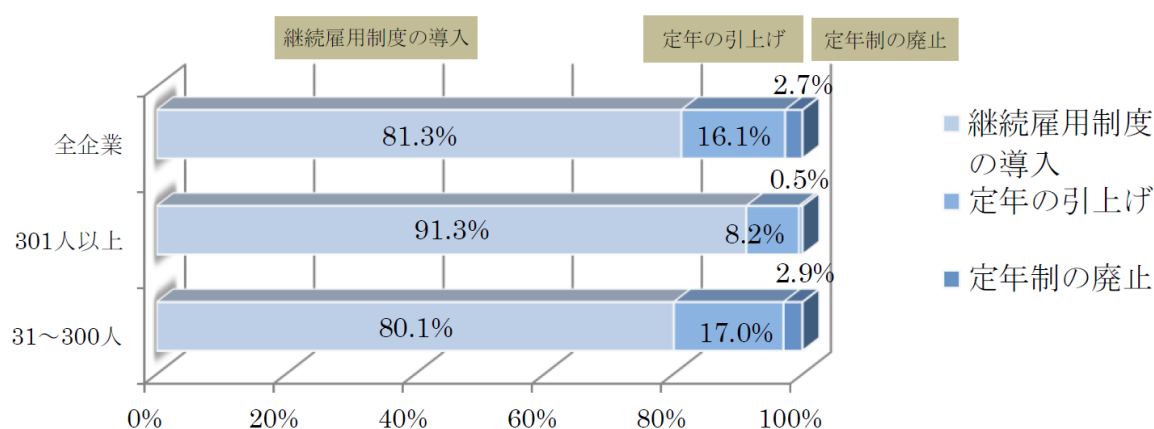
2 60 歳定年制の終焉

ところで、従業員の定年を定める場合、その定年年齢は 60 歳以上とする必要があります（高年齢者雇用安定法第 8 条）。そして、定年年齢が 65 歳未満とする事業主は、高年齢者を 65 歳まで安定雇用するため、①65 歳までの定年引上げ、②65 歳までの継続雇用制度導入、③定年制の廃止のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を実施する必要があります（同法第 9 条）。

②とは、雇用している高年齢者を、本人が希望すれば定年後も再雇用するなどの制度で、少々古い数字ながら、これを採用している企業が圧倒的多数です。

しかし、昨今の情勢をみれば、60 歳定年制は終焉に向かうことが明らかと言え、各企業はその対応が必要となります。

雇用確保措置の内訳



（平成 28 年 10 月 28 日厚生労働省：平成 28 年「高年齢者の雇用状況」集計結果）

3 60 歳以降継続勤務と年金受給繰下げ

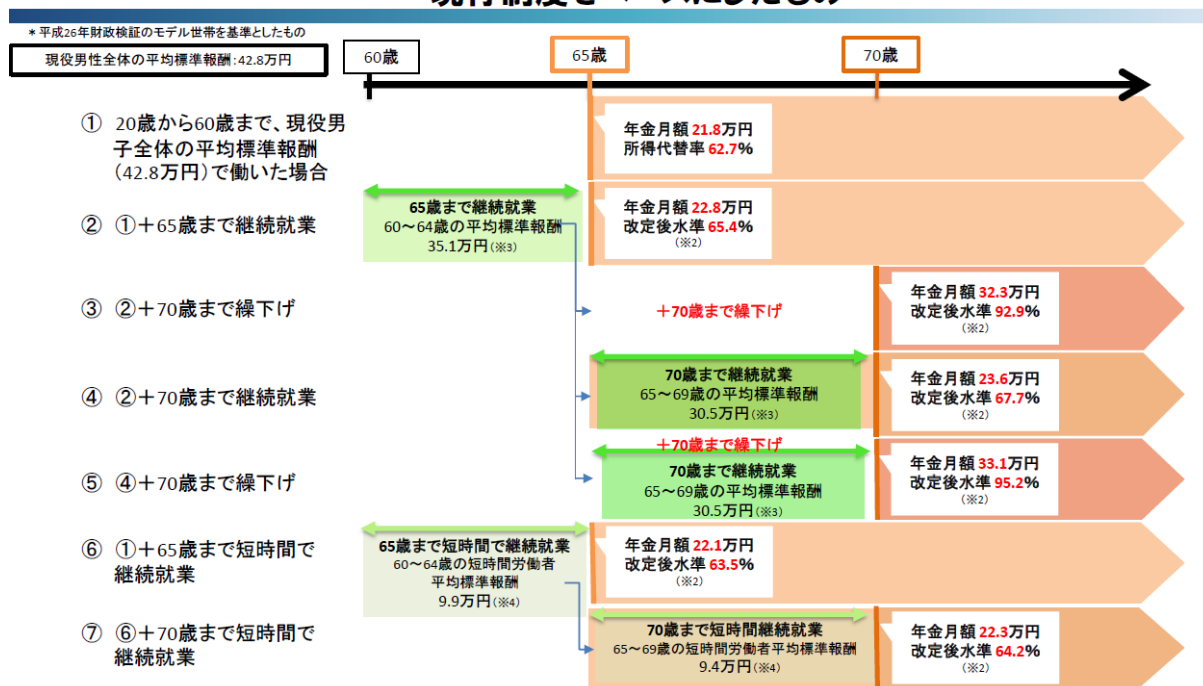
話を元に戻して、厚生労働省は、70 歳まで繰下げした場合、70 歳まで継続就業した場合などの老齡年金額（老齡基礎年金・老齡厚生年金）を複数提示しています。

これ、専門的というか、説明するにはこういう手段しかないというか、いずれにせよわかりやすいとは言い難いですね。ここに出てくる年金額は、モデル年金で、平均的な男子賃金で 40 年間厚生年金に加入した夫と、40 年間専業主婦の夫婦を想定しています。したがって、ここでの年金月額とは、夫婦二人の老齡基礎年金額と夫の老齡厚生年金額の合計です。

65 歳まで継続就業し、引退したときの老齡年金額は 22.8 万円であるのに対して、

70 歳まで受給繰下げをすると、42%増額することから 32.3 万円となる対比が最もわかりやすいといえます。

60歳以降に継続して働いた場合の年金水準の変動について(2014年度) - 現行制度をベースにしたもの -



4 高齢期の生活設計と企業の高齢者雇用

今や人生 90 年の時代、長い老後にお金で苦勞することは辛いものがあります。大多数の方が、いずれ引退し、勤勞収入がなくなって年金を柱とする生活が到来しますから、その額を高くしておくことが必要です。

繰下げでは、早く貰った方が得とか、死んでしまったら意味がないなど様々な考えがあり、これらは人情です。一方で、できるだけ社会で活躍する、受給年数に関係なく年金生活において高いことを目指すという考えもあります。最後は、個人の人生観にかかります。

いずれにしても、年金額は『若いときの実績』によって決まりますから、若いときにきちんと納付する、加入するなどの対応をしておかなければ、老後に苦勞することになります。

また、企業においては、定年制を見直すことは当然、正しい年金制度の知識を身につけていただくこと、若い労働者と軋轢が生じないようルールを策定し、周知していくことなどが求められます。

当法人では、年金研修会開催や企業型確定拠出型年金の導入案内を承っております。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp